

令和8年度
映像タワー「トーテム」の譲渡に係る
プロポーザル実施要領

和歌山県 知事室 秘書課

1 事業の趣旨

本事業は、2025 日本国際博覧会（以下、「万博」という。）において本県の精神性と伝統技術の象徴として製作された紀州塗りの映像タワー「トーテム」（以下、「本物品」という。）について、県の負担軽減及び県の PR への継続的な活用を図る観点から、適切な受渡先に条件付きで譲渡するものである。

万博で得られた知見や感動を一過性のものにせず、レガシーを次世代へ継承するため、各所において今後の具体的な活用が検討されているなか、本県においても万博閉幕後、県立近代美術館で開催した企画展「万博のレガシー―解体と再生、未完の営為を考える―」（以下、「企画展」という。）において本物品を含めた万博関係資料の展示を行った。期間中の来場者は1万人を超え、改めて万博の意義と本県の魅力を伝える機会となった。

本物品は現在、万博及び企画展の終了に伴い、当初予定した役割を全うしたものとして不用決定（和歌山県財務規則の規定に基づく。）の手続きを終えているが、その処分に当たっては、県負担の抑制や公益的な活用という視点が必要である。

については、価格に加え、活用計画や維持管理能力を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により譲受人を選定し、物品譲渡契約を締結することを目的とする。

2 譲渡の概要

（1）譲渡物品：映像タワー「トーテム」（附属設備等一式を含む）

ア 仕様・構造（※詳細は別添「トーテム構造図等」参照）

- ・外寸：高さ約 4,300mm×幅約 900mm（ベース部）
- ・重量：約 205.9kg／本
- ・外装：FRP 製筐体・紀州塗り（漆塗り）仕上げ
- ・表示装置：GOB 1.86mm ピッチ LED ビジョン（解像度 W258×H2,064pixel）
- ・電気仕様：最大消費電力 830Wh/面、平均 276.5Wh/面

イ 数量：全8本及び予備筐体2本

ウ 現況：解体の上、和歌山県庁内倉庫及び県立近代美術館地下駐車場にて保管中

（2）スケジュール

項目	日程
参加募集の公告・実施要領の配布開始	令和8年8月7日（金）から
現地説明会の参加申込	令和8年8月26日（水）まで
現地説明会	令和8年8月27日（木）
質問書の受付	令和8年8月28日（金）まで

質問書に対する回答	令和8年9月1日(火)まで
参加申込書の提出	令和8年9月2日(水)まで
参加申込結果の通知	令和8年9月4日(金)まで
企画提案書の提出	令和8年9月18日(金)まで
プレゼンテーション	令和8年9月下旬
評価結果通知	令和8年9月下旬
物品譲渡契約締結	令和8年9月下旬

3 譲渡の条件

(1) 最低譲渡価格

ア 最低譲渡価格は0円とし、譲渡価格は応募者の提案によるものとする。

イ ただし、譲受人は、搬出、運搬、再設置、維持管理その他譲受後の一切の費用(電気代、修繕費等を含む。)を負担するものとする。なお、県が実施した事前調査に基づく移設費の参考積算額は、約 2,400 万円(消費税及び地方消費税を含む。)である。ただし、この金額は設置場所や設置環境、工法等により変動するものであり、実際の費用については応募者の責任において見積もるものとする。

(2) 物品の引き渡し

ア 本物品は物品譲渡契約締結後、概ね1か月以内に現状有姿の状態で引き渡すこととする。ただし正当な理由がある場合は、県と協議の上、当該期間を延長することができる。

イ 県は、本物品の引き渡しの後、本物品についての種類、品質又は数量に関する一切の契約不適合責任を負わないものとする。

(3) 設置環境

本物品は高さ4mを超える構造物であるため、関係法令及び別添「トーテム構造図等」を踏まえ、適切な転倒防止策(アンカー施工等)を講じること。

(4) 活用条件

ア 譲受人は、県の事前承認を受けた方法により、県の PR に資する用途で活用するものとする。活用にあたっては、原則として8本を一括で使用すること。ただし、県にとって有益な提案であると認められる場合は、この限りではない。

イ 譲受人は、県の事前承認を受けたコンテンツを放映することができるものとする。県は万博会場で放映した映像データを提供するが、県の事前承認を得ることなく、当該映像データの編集・

加工を行ってはならない。

(5) 活用期間

譲受人は、本物品の引き渡しを受けてから概ね3か月以内に展示又は活用を開始するとともに、少なくとも令和9年度末まで(以下、「指定期間」という。)は、企画提案に基づいた活用を継続して行う義務を負うものとする。なお、指定期間終了後における継続的な活用を妨げるものではない。

(6) 権利移転の制限

譲受人は、本物品を第三者へ転売し、又は譲渡してはならない。

(7) 形状等の変更禁止

譲受人は、本物品の展示又は活用(修繕等を含む。)を行う場合、県の事前承認を得ることなく、本物品の形状、構造、仕様、または意匠(デザイン)を変更してはならない。

(8) 報告義務

県は、指定期間中において随時、本物品の使用状況等について実地調査を行い、譲受人に報告を求めることができる。譲受人は、調査を拒み若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。また、指定期間終了後に本物品を廃棄しようとする場合は、事前に県へ報告すること。

(9) 違約金

譲受人は、上記(1)から(8)までの条件に違反した場合、県が別に定める違約金を支払わなければならない。

4 参加者の資格

次に掲げる全ての要件を満たしていること。共同企業体の場合は、代表者を定め、構成員は連帯して責任を負うものとする。

(1) 下記5に記す現地説明会に参加した者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

(3) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 国税、県税(県内事業者のみ)について滞納がない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に指定する暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

5 現地説明会

プロポーザルの実施にあたり、プロポーザル参加を希望する事業者向けに説明会を実施するので、説明会参加申込書(様式1)を電子メールにより提出すること。なお、当該説明会に出席しない者は、プロポーザルに参加できない。

(1) 日 時: 令和8年8月27日(木)10時から

(2) 会 場: 和歌山県庁 北館1階 1E 会議室

※上記会場で概要説明を実施した後、①県庁内倉庫、②県立近代美術館地下駐車場において、本物品の現況確認を行うので、併せて参加すること。

(3) 申込期限: 令和8年8月26日(水)17時まで

(4) 申 込 先: e0001003@pref.wakayama.lg.jp

6 応募手続き等

(1) 実施要領の配布

ア 配布期間: 令和8年8月7日(金)から(土、日、祝日を除く)

イ 配布時間: 9時から17時まで(12時から13時を除く)

ウ 配布場所: 和歌山県庁 知事室 秘書課 政策調整班(本館3階)

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

TEL: 073-441-2071 FAX: 073-422-4032

※上記のほか、和歌山県秘書課のホームページからもダウンロードが可能。

(2) 質問書の受付及び回答

実施要領に関する質問がある場合は、質問書(様式4)により、事務局あて電子メールにより提出す

ること。

ア 受付期間

令和8年8月7日(金)から令和8年8月28日(金)17時まで

イ 回答方法

(ア) 質問に対する回答は、令和8年9月1日(火)までに、和歌山県秘書課ホームページ内に掲載する。個別に回答は行わない。

(イ) 回答により実施要領の修正が生じた場合は、実施要領の追加・訂正として取り扱うものとする。企画提案書はこの内容を踏まえて提出すること。

(ウ) 質問及び回答は、実施要領に関するものとする。それ以外のものや、単なる意見表明と解されるものについては回答しない。

(3)参加申込書の作成・提出

本物品の譲渡を希望する者は、次に掲げる書類を整え、必ず持参により提出すること。

ア 提出期間:令和8年8月7日(金)から令和8年9月2日(水)まで(土、日、祝日を除く)

イ 提出時間:9時から17時まで(12時から13時を除く)

ウ 提出方法:上記6(1)に記す場所まで直接持参

エ 提出書類

(ア) 参加申込書(様式2)

※共同企業体は構成員の中から代表法人を定め、その者が申し込むこと。

(イ) 構成員調書(様式2-2)

※共同企業体のみ提出すること。

※構成員1法人ごとに1部ずつ提出すること。

(ウ) 委任状(様式2-3)

※共同企業体のみ提出すること。

※代表法人を除く構成員1法人ごとに1部ずつ提出すること。

(エ) 誓約書(様式3)

(オ) 法人にあつては定款又は寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類。個人にあつては住民票(発行から3か月以内のもの)

(カ) 法人にあつては財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類(直近1年分)。個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し(直

近1年分)

(キ) 印鑑証明書(発行から3か月以内のもの)

(ク) 納税証明書(すべての国税及び県税について未納の税額がないことの証明、発行から3か月以内のもの)

※共同企業体は、(エ)から(ク)までの提出書類は、全ての構成員について提出すること。

オ 参加資格の確認・結果通知

県は提出書類に基づき参加資格を確認し、確認結果を令和8年9月4日(金)までに全ての参加申込書提出者に通知する。

カ 辞退について

参加申込書の提出以降、参加を辞退する場合は、辞退届(様式6)を提出すること。

(4) 企画提案書の作成・提出

企画提案書の提出は、6(3)により、参加資格ありと通知された者のみが行うことができる。

企画提案を行う者は、次に掲げる書類を整え、必ず持参により提出すること。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書(任意様式) 8部

企画提案書は、9(1)の「評価の方法」に留意して記載すること。

(イ) 価格調書(様式5) 1部

譲渡希望価格は、算用数字を使用し、金額の前に必ず「¥」を付すこと。また、金額を訂正した場合は、無効とする。提出にあたっては、封入し、封印すること。

イ 提出期間:令和8年9月4日(金)から令和8年9月18日(金)まで(土、日、祝日を除く)

ウ 提出時間:9時から17時まで(12時から13時を除く)

エ 提出方法:上記6(1)に記す場所まで直接持参

オ 注意事項

(ア) 書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

(イ) 企画提案に要した費用は、全て企画提案書提出者の負担とする。

- (ウ) 企画提案書の著作権は、企画提案書提出者に帰属する。また、企画提案書については、譲受人候補者を特定するためのみに使用し、提出された企画提案書については返却しない。
- (エ) 誤記、脱字等の軽微な修正を除き、企画提案書提出後の提案内容の変更は認めない。

9 最優秀提案者の選定方法等

最優秀提案者の選定にあたり、県が別に定める委員により組織された選定委員会において、応募者から提出された提案書類・提案内容を総合的に評価し、評価点が最も高かった者を譲受人候補者として特定する。

企画提案書提出者が1者でも評価を行うものとし、企画提案書提出者数に関係なく譲受人候補者なしとする場合もある。

また、正当な理由なくプレゼンテーションを欠席した場合は、提案を辞退したものとする。

(1) 評価の方法

ア 企画提案に関する評価は 80 点満点、譲渡希望価格に関する評価は 20 点満点とし、合計 100 点満点で評価する。委員は評価基準表を基に各提案者の評価点を決定する。

イ 企画提案に関する評価は、各委員の採点結果に係数を乗じた点数の平均値(小数点以下切り捨て)とする。

ウ 譲渡希望価格に関する評価は、0円を 10 点とし、最高提案価格を 20 点として、その間を比例配分により算出する。ただし、最高提案価格が 0 円の場合は、全提案者を 10 点とする。

エ 企画提案に関する評価点が 80 点満点中 48 点未満の者は失格とする。

オ 県は選定委員会での最優秀提案者等の選定結果を踏まえ、譲受人候補者及び次点譲受人候補者を決定し、その結果を各応募者に通知する。

カ 評価点が最も高い者が複数ある場合は、委員会の協議により譲受人候補者を決定する。

(2) プレゼンテーション

プレゼンテーションの日時等詳細については別途通知する。(令和8年9月上旬を予定)

(評価基準表)

評価項目		内容	採点基準	係数	配点
企 画 提 案	1. 県のPRへの寄与度	・県の観光等のPRにつながる具体的な提案があるか ・期待される宣伝効果は大きい	5:非常に良い 4:良い 3:中程度 2:やや劣っている 1:劣っている	6	30
	2. 設置場所・活用内容の公共性	・設置場所が公衆の目に触れやすい場所か ・万博レガシーの継承として相応しい提案内容か ・特定の個人や団体の利益に偏りすぎていないか		6	30
	3. 維持管理体制	・日常的な点検、清掃、修繕等の体制が整っているか ・過去の実績や経営面など、事業を遂行する能力や専門性はあるか		4	20
価 格	4. 価格評価	・提案価格により採点	0 円を 10 点とし、最高提案価格を 20 点として、その間を以下の式により算出する。 $\text{配点} = 10 + 10 \times (\text{当該提案価格} / \text{最高提案価格})$ ※小数点以下を切り捨て ※最高提案価格が0 円の場合は、提案者全員を 10 点とする	1	20
合計					100

10 譲受人候補者との協議及び契約の締結

(1) 譲受人候補者との協議

県と譲受人候補者が協議し、提案内容や契約内容に関する調整を行った上で、本物品の譲受人として決定する。また、譲受人候補者との協議の結果、物品譲渡契約を締結しないこととなった場合は、次点譲受人候補者と協議する。

(2) 契約

譲受人として決定された者と、令和8年9月末を目途に物品譲渡契約を締結する。

(3) 契約保証金及び譲渡代金の支払い

ア 契約保証金は免除する。

イ 譲渡代金は県が別に定める期日までに支払うこと。

11 その他留意事項

(1) 契約締結時から本物品の引き渡しの日までの間において、県の責に帰すことのできない理由により本物品の滅失、毀損等の損害が生じたときは、県はその修理等の責任を負わないものとする。

(2) 譲受人は、本物品の引き渡し後において、本物品に種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない点(契約不適合)を発見した場合であっても、譲渡代金の減額請求、損害賠償の請求、履行の追完請求又は契約の解除をすることはできない。

(3) 本物品の活用にあたっては法令等の規制を必ず遵守すること。

(4) その他この実施要領に定めのない事項については、和歌山県財務規則(昭和 63 年和歌山県規則第 28 号)その他関係法令等の定めるところによる。

12 連絡先・各書類提出先

和歌山県庁 知事室 秘書課 政策調整班(本館3階)

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目 1 番地

TEL:073-441-2071 FAX:073-422-4032

電子メール:e0001003@pref.wakayama.lg.jp